

東日本大震災に係る平成27年3月以降の取扱いについて

○協会における3月以降の一部負担金等の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	24/9/30	25/2/28	27/2/28	3/1 3/31	4/1	28/2/29	3/31	備考
一部負担金等 (療養費を除く。)		住居の全半壊等	原発事故関係	原発事故関係 (一部対象外)				健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 ※療養費の本人負担分、食費・居住費の本人負担分の免除は、特例法による措置であり、平成24年2月末で終了
健診・保健指導の費用		住居の全半壊等	原発事故関係	原発事故関係 (一部対象外)				国からの協力要請により実施

- ① 一部負担金等については、原発事故に伴う警戒区域等の被災者について、一部の者を除き、平成28年2月末まで免除を継続。

※原発事故に伴う警戒区域等の被災者のうち、平成25年度までに避難指示が解除された地域の上位所得者については平成27年2月末で免除を終了する。また、平成26年度中に避難指示が解除された地域の上位所得者については平成27年9月末までを免除期間とする。

※その他の被災者（住居の全半壊等）に係る一部負担金等の免除措置は、平成24年9月末で終了している。

- ② 健診・保健指導の費用の還付の取扱いについては、原発事故に伴う警戒区域等の被災者について、一部の者を除き、平成27年度中の受診者を対象に取扱いを継続。

※原発事故に伴う警戒区域等の被災者のうち、平成25年度までに避難指示が解除された地域の上位所得者については還付対象としない。また、平成26年度中に避難指示が解除された地域の上位所得者については、一部負担金の免除は平成27年9月末までとなるが、平成27年度中の受診者について一律に還付対象とする。

※その他の被災者（住居の全半壊等）については、平成24年度中の受診者までで終了している。